

岐阜県公報

目次

告示

- 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (砂防課) 一頁
- 土砂災害警戒区域の指定解除 (同) 二三
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 三四
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 四〇

号外(一) 平成二十六年三月二十八日

告示

岐阜県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百八十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 新戸地 | 岐阜市加野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城田寺坂尻 | 岐阜市城田寺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百九十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項にお

いて準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 打上6 | 大垣市上石津町打上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所 所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第二百五十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 袖ヶ洞 | 高山市国府町桐谷 （次の図に示すとおりとする。） | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所 所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 下沢谷 | 高山市清見町上小鳥 （次の図に示すとおりとする。） | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 石原谷 | 高山市清見町一本木 （次の図に示すとおりとする。） | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所 所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百五十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 区域の表示及び建築物の発生原因となる自然現象の種類 |
| 焼谷 | 高山市一之宮町山下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洗足谷 | 高山市一之宮町段 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第百二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 中坪 | 高山市国府町村山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松洞口 | 高山市国府町上広瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百二十九号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 西之谷 | 高山市丹生川町日面 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 飼馬洞 | 高山市丹生川町駄吉 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百四十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 笹島2 | 高山市奥飛驒温泉郷笹嶋 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩井戸 | 高山市上宝町岩井戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|----------|--------------|---------|-----|
| イラノ谷川蓼俣谷 | 高山市奥飛驒温泉郷蓼之俣 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 桜谷1 | 高山市上宝町長倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 五郎垣内 | 高山市上宝町双六 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 蔵柱川左支溪7 | 高山市上宝町荒原 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 蔵柱川右支溪6 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 峠洞2 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 七本洞上木谷 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷3 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷4 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷5 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷6 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷7 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮ヶ洞 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|

| | | | |
|-------|-----------|---------|-----|
| 山下谷 | 高山市荘川町新瀨 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 山すみ谷 | 高山市荘川町新瀨 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 小屋谷 | 高山市荘川町黒谷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮谷 | 高山市荘川町惣則 | 次の図のとおり | 土石流 |
| トコナベ | 高山市朝日町見座 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西ヶ洞 | 高山市朝日町青屋 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮洞谷 | 高山市朝日町寺附 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 前平谷3 | 高山市朝日町西洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| ナタギザ谷 | 高山市高根町日和田 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|--------|--------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 陣ヶ洞1 | 高山市下林町陣ヶ洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和合2 | 高山市城山和合 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上土佐垣内2 | 高山市三福寺町上土佐垣内 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|----|----------|---------|---------|
| 赤兀 | 高山市塩屋町赤兀 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下田 | 高山市岩井町下田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 神戸 | 多治見市笠原町神戸東麓 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二十八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--------|---------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 旭ヶ丘2 | 多治見市旭ヶ丘 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 明和 | 多治見市明和町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滝呂8丁目2 | 多治見市滝呂町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松坂公園2 | 多治見市松坂町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 旭ヶ丘4丁目 | 多治見市旭ヶ丘 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高根4丁目2 | 多治見市高根町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百八十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下志津野 | 関市志津野西屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 一ツ山 | 関市一ツ山町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|------|----------|---------|---------|
| 迫間4 | 関市迫間峠ヶ洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白木野西 | 関市小野白木野 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 桜ヶ洞 | 関市倉知桜ヶ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 観音寺洞 | 関市小野観音寺洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 藤松 | 関市小野下海道 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 作洞東谷 | 関市西神野作洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下志津野 | 関市志津野栢平 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下迫間 | 関市迫間前田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 初シ洞 | 関市小野宝田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大脇 | 関市迫間大脇 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第百三十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 中切1 | 関市上之保中古屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮木1 | 関市上之保宮木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉山2 | 関市上之保橋上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 明光禅寺2 | 関市上之保寺前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 反洞谷 | 関市上之保大杉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 少合 | 関市上之保石垣 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------------|------------------------------|---------------------|
| 寺尾谷川2 | 関市武芸川町谷口稲荷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 谷口5 | 関市武芸川町谷口モミノ木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 洞2 | 関市武芸川町谷口生蒲谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年

岐阜県告示第二十一号()のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|------|--------------|---------|---------|
| 多良木1 | 関市下之保字上タラキ | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古布2 | 関市下之保字土洞口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古布4 | 関市下之保字水ヶ洞口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 定木洞 | 関市富之保字大洞湿気洞口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 裏山洞1 | 関市富之保字雁曾礼森下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下伊瀬洞 | 関市富之保字武儀倉抛ヶ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 長塚洞 | 関市下之保字長塚 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 若尊 | 関市下之保字仲屋敷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中屋 | 関市富之保字雁曾礼宮ノ前 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大城 | 関市中之保字森ノ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 温井2 | 関市中之保字宮ノ腰 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 笹ヶ洞 | 関市中之保字洞口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 祖父川 | 関市富之保字祖父川栃本 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 柳瀬 | 関市下之保字境洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西洞洞1 | 関市下之保字小万場 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西洞洞6 | 関市下之保字附屋 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 轡野2 | 関市下之保字和園 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第百七十三号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--------|-------------|---|-----------------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
| 尾倉2 | 関市洞戸尾倉字下村 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高賀上外戸1 | 関市洞戸奥洞戸字嶋外戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 九蔵1 | 関市板取字中瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ヶ瀬2 | 関市板取字大道上工 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩本5 | 関市板取字羽根街道 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮洞2 | 関市上之保宮洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小瀬見谷 | 関市洞戸小瀬見字黒淵 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大口口谷 | 関市洞戸尾倉字下村 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 山王洞谷 | 関市洞戸通元寺字山王洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 矢の洞谷 | 関市洞戸通元寺字矢ノ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 三洞谷 | 関市洞戸菅谷字三洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大洞谷 | 関市洞戸菅谷字ノボリ | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十九号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 小屋場2 | 中津川市阿木字中ノ平 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 狩宿川 | 中津川市苗木字大牧 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 水戸ヶ入川 | 中津川市阿木字大根木 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 条ヶ坂7 | 中津川市阿木字大上 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|------|-------------|---------|-----|
| 宮下谷 | 関市洞戸奥洞戸字宮下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 高賀2 | 関市洞戸奥洞戸字平曾 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 尾倉 | 関市洞戸奥洞戸字下村 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下菅谷1 | 関市洞戸菅谷字大洞口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 日谷平 | 関市板取字荒倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| シッペ洞 | 関市板取字シッペ | 次の図のとおり | 土石流 |
| 桶森2 | 関市武芸川町谷口金頭山 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 八幡 | 関市武芸川町八幡田染洞 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百一十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 大新田 | 中津川市付知町大新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉屋3 | 中津川市付知町間瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百五十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------------|-----------------------------|---------------------|
| 半道 2 | 美濃市大字大矢田字東屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 口本 1 | 美濃市大字乙狩字森前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大島 | 美濃市大字藤生字大島 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 奥板山 1 | 美濃市大字片知字道神通 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 口野々 2 | 美濃市字蛇尾 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上条 3 | 美濃市字尾沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上条 2 | 美濃市字尾沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百九十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

| | | | |
|--------|--------------|---------|---------|
| 山崎 | 美濃市大字極楽寺字山崎 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯之洞 6 | 美濃市大字立花字井ノ木洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上河和 4 | 美濃市大字上河和字中山尻 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 面平 2 | 美濃市大字乙狩字保木下 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 安毛 4 | 美濃市大字安毛字水神山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下石原 3 | 美濃市大字保木脇字上石原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 逆巻 | 美濃市大字保木脇字逆巻 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ神 | 美濃市大字大矢田字山ノ神 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 口神洞 2 | 美濃市大字神洞字弥堂平 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢橋谷 | 美濃市大字上河和字矢場尻 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 新部谷 | 美濃市大字保木脇字上宮下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 湯ノ洞谷 2 | 美濃市大字立花字足谷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 面平東谷 | 美濃市大字乙狩字中面平 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大洞谷 | 美濃市大字乙狩字大洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中神洞 | 美濃市大字神洞字山下モ | 次の図のとおり | 土石流 |
| 万助谷 | 美濃市大字前野字尾崎 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮川 | 美濃市大字大矢田字東洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 穴洞 | 美濃市大字片知字穴洞 | 次の図のとおり | 土石流 |

岐阜県告示第百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第四百六十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-------------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 中沢1 | 恵那市串原字中沢 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 立岩谷1 | 恵那市串原字岩倉 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 下宇連沢 | 恵那市上矢作町下宇連 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 大馬渡沢 | 恵那市上矢作町漆原 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 万場洞 | 恵那市上矢作町万場 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 下木地山沢 | 恵那市上矢作町木地山 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百二十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|------------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 平1 | 恵那市明智町吉良見 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 徳間 | 恵那市明智町字徳間 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 矢伏 | 恵那市明智町字矢伏 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 岡田谷 | 恵那市明智町阿妻 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 荒横二の谷 | 恵那市明智町野志 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 竹ノ口谷 | 恵那市明智町東方 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|--------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|-------------------------------|---------------------|

| | | | |
|------------------|-----------|---------|---------|
| 掛地 | 恵那市山岡町上手向 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 久保原 ³ | 恵那市山岡町久保原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 下6 | 土岐市曾木町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 曾木町川谷 | 土岐市曾木町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中切2 | 土岐市曾木町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 出口洞 | 土岐市駄知町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 水道川 | 土岐市駄知町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 不動2 | 土岐市駄知町 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 三井山2 | 各務原市三井山町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百二十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| | | | |

| | | | |
|------|----------------|---------|---------|
| 三番地2 | 可児市羽崎字大洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平柴 | 可児市久々利字塚田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若宮 | 可児市瀬田字若宮 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 瀧ヶ洞中 | 可児市久々利柿下入会字瀧ヶ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百五十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 尾右 | 山県市東深瀬尾右 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金屋洞向塚 | 山県市東深瀬大洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 十王 | 山県市西深瀬春日前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中組1 | 山県市西深瀬洞崎 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 狐襖 | 山県市西深瀬狐襖 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊田洞東 | 山県市西深瀬村前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊田洞西1 | 山県市西深瀬宮前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮本2 | 山県市西深瀬宮本 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 南山1 | 山県市佐賀南山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
|-----|---------|---------|---------|

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百六十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 白山神社 | 山県市岩佐西大門 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬見2 | 山県市谷合西野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺脇 | 山県市日永谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百六十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 千島 | 飛驒市河合町元田 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 漆 | 飛驒市河合町元田 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 洞谷 | 飛驒市河合町有家 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 田之洞谷 | 飛驒市宮川町洞 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|-------|---------------------|------------------------|

大江御番屋敷

飛驒市古川町大江
(次の図に示すとおりとする。)

急傾斜地の崩壊

次の図に示すとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百三二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第百八十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 高野稲葉山 | 飛驒市古川町高野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|---|-----------------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
| 土1 | 飛騨市神岡町土 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 添谷 | 飛騨市神岡町牧 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 穴谷 | 飛騨市神岡町梨ヶ根 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--------|------------|---|-----------------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
| 宝珠ハイツ1 | 本巣市文殊字小馬場 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下岩藤 | 本巣市木知原字三ツ谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第二十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|---------|---|-----------------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
| 下上原 | 本巣市根尾能郷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下村1 | 本巣市根尾大井 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 兔谷2 | 本巣市根尾板所 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮ノ谷 | 本巣市根尾大井 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第四百十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 乙姫谷 | 郡上市八幡町乙姫町 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 真平谷 | 郡上市八幡町東安久田 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| アナガ洞 | 郡上市八幡町向山 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 井谷 | 郡上市八幡町穀見 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 西樽谷 | 郡上市八幡町井戸ノ上 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 西平一 | 郡上市大和町栗巣 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |

| | | | |
|-----|-----------------------------|---------|---------------|
| 縄手並 | 郡上市大和町栗巣 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
|-----|-----------------------------|---------|---------------|

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 駄名洞 | 郡上市和良町宮代 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大クツ洞 | 郡上市和良町下土京 | 次の図のとおり | 土石流 |

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 山切 | 郡上市白鳥町向小駄良 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 梅原 1 | 郡上市美並町梅原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 防切 6 | 郡上市美並町高砂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 一ツ家 1 | 郡上市美並町高砂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森下 1 | 郡上市美並町高砂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三日市 1 | 郡上市美並町三戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

三日市 2

相戸 1

門福手 1

板山 1

上苅安 2

上苅安 3

野首 1

福野 2

薬師洞

郡上市美並町三戸

郡上市美並町三戸

郡上市美並町山田

郡上市美並町大原

郡上市美並町白山

郡上市美並町白山

郡上市美並町白山

郡上市美並町白山

郡上市美並町高砂

次の図のとおり

次の図のとおり

次の図のとおり

次の図のとおり

次の図のとおり

次の図のとおり

次の図のとおり

次の図のとおり

次の図のとおり

岐阜県告示第二百一十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百五十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 4区 | 郡上市八幡町中坪 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五町 3 | 郡上市八幡町五町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 穀見 2 | 郡上市八幡町稲成 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|--------|-----------|---------|---------|
| 小那比東部1 | 郡上市八幡町小那比 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中坪1 | 郡上市八幡町中坪 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 坪佐4 | 郡上市八幡町有坂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合5 | 郡上市八幡町野々倉 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 上切 | 下呂市小坂町湯屋 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森の上1 | 下呂市小坂町落合 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下洞谷 | 下呂市小坂町長瀬 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 草木谷 | 下呂市小坂町落合 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百三三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| イシヤン谷 | 下呂市馬瀬中切見広 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 日面谷 | 下呂市馬瀬名丸日影 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下ヶ洞 | 下呂市馬瀬黒石阿ん之上 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百五十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|

| | | | |
|-----|-----------------|---------|-----|
| 楢山谷 | 下呂市保井戸 下呂市門原 | 次の図のとおり | 土石流 |
|-----|-----------------|---------|-----|

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|----------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| サイラノ | 下呂市萩原町上呂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| カラ谷 | 下呂市萩原町尾崎 | 次の図のとおり | 土石流 |
| カジャヤ支流3号 | 下呂市萩原町山之口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 四美1 | 下呂市萩原町四美 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 四美2 | 下呂市萩原町四美 | 次の図のとおり | 土石流 |
| かさ洞谷 | 下呂市萩原町桜洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮谷 | 下呂市萩原町中呂 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 用曾洞谷 | 下呂市萩原町中呂 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 倉洞谷 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 北ノ俣谷 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|------|-----------|---------|-----|
| 柿坂谷1 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 柿坂谷2 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 滝谷1 | 下呂市東上田 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | |
|--------|------------|---------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下廻津 | 下呂市金山町岩瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹洞口 | 下呂市金山町菅田笹洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 目黒1 | 下呂市金山町菅田桐洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上平 | 下呂市金山町弓掛 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 福来2 | 下呂市金山町福来 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 焼橋 | 下呂市金山町福来 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮洞 | 下呂市金山町中津原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 奥鹿通 | 下呂市金山町菅田笹洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| カシガタリ谷 | 下呂市金山町金山 | 次の図のとおり | 土石流 | 土石流 |
| 宮之前谷 | 下呂市金山町田島 | 次の図のとおり | 土石流 | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第三百三十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | |
|-------|-------|--------|-------------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|-------|--------|-------------------------------|---------------------|------------------------|

| | | | |
|----|----------|---------|---------------|
| 岡田 | 不破郡垂井町府中 | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
|----|----------|---------|---------------|

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第二百二十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | |
|----|-------------|-------|--------|-------------------------------|---------------------|
| 小谷 | 不破郡関ヶ原町大字今須 | 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| | | | | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第五百四十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|--------------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 横蔵 | 揖斐郡揖斐川町谷汲神原 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 八矢洞 | 揖斐郡揖斐川町谷汲神原 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 白子 | 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 紙屋敷 | 揖斐郡揖斐川町谷汲名礼 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第二百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第六十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 白山1 | 揖斐郡揖斐川町志津山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山 | 揖斐郡揖斐川町北方 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第二百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 尾洞2 | 揖斐郡大野町大字松山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 雁俣平2 | 揖斐郡大野町大字寺内 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第二百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-----|-----------|-------------------------------|-------------------|
| 野坂谷 | 揖斐郡池田町般若畑 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 区域の発生原因となる自然現象の種類 |
| | 次の図のとおり | | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百八十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|------------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 新町 | 加茂郡富加町加治田 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四

岐阜県告示第四百五十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 徳野 | 加茂郡川辺町下飯田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 村前 | 加茂郡七宗町神測 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 稔藤 | 加茂郡七宗町神測 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図に示すとおりとする。 |

| | | | |
|-----|------------------------------|-----|---------------|
| 洞戸谷 | 加茂郡七宗町上麻生 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |
| 猪の谷 | 加茂郡七宗町川並 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八号第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百六十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 寺下谷 | 加茂郡白川町黒川 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 | 次の図に示すとおりとする。 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八号第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百七十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 野尻向谷 | 加茂郡東白川村神土 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八号第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第百四十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 井尻3 | 可児郡御嵩町井尻 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西洞3 | 可児郡御嵩町西洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百二十九号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 小宮谷 | 大野郡白川村鳩谷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| ソウソウ谷 | 大野郡白川村飯島 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 尾崎 | 大野郡白川村飯島 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下目洞 | 大野郡白川村荻町 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百八十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 新戸地 | 岐阜市加野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城田寺坂尻 | 岐阜市城田寺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------------------------|---------------------|
| 下沢谷 | 高山市清見町上小鳥 （次の図に示すとおりとする。） | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百五十五号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 洗足谷 | 高山市一之宮町段 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百九十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|----------|--------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 岩井戸 | 高山市上宝町岩井戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| イラノ谷川蓼俣谷 | 高山市奥飛驒温泉郷蓼之俣 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 蔵柱川左支深7 | 高山市上宝町荒原 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百一号）のうち次の区域の指定

を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 清十郎谷 | 高山市莊川町牛丸 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 山下谷 | 高山市莊川町新淵 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 小屋谷 | 高山市莊川町黒谷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮谷 | 高山市莊川町惣則 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮ノ越 | 高山市朝日町見座 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西ヶ洞 | 高山市朝日町青屋 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮洞谷 | 高山市朝日町寺附 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 前平谷3 | 高山市朝日町西洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| ナタギザ谷 | 高山市高根町日和田 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百二十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 赤兀 | 高山市塩屋町赤兀 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百七十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下志津野 | 関市志津野西屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三走り1 | 関市志津野内屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三走り2 | 関市志津野古ノ洞口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西神野1 | 関市西神野一分縄手 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 迫間4 | 関市迫間峠ヶ洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第三百三十一号）のうち次の区域

の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 中切1 | 関市上之保中古屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 少合2 | 関市上之保杉ヶ澤 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮木1 | 関市上之保宮木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 明光禅寺2 | 関市上之保寺前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 反洞谷 | 関市上之保大杉 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第二百七十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|--------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 谷口5 | 関市武芸川町谷口モミノ木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------------|---------|---------------------|
| 雁曾礼 | 関市富之保字雁曾礼宮ノ前 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 裏山洞1 | 関市富之保字雁曾礼森下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 長塚洞 | 関市下之保字長塚 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 神明洞 | 関市下之保字奇宮前 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中戸洞 | 関市下之保字中戸洞口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中屋 | 関市富之保字雁曾礼宮ノ前 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 寺田2 | 関市中之保字経文淵 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下之保1 | 関市下之保字野利上 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下之保2 | 関市下之保字野利上 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西洞洞2 | 関市下之保字榎堂 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西洞洞5 | 関市下之保字権手 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 古布1 | 関市下之保字井野上 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所

所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|-------------|---------|---------------------|
| 尾倉2 | 関市洞戸尾倉字下村 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高賀上外戸1 | 関市洞戸奥洞戸字嶋外戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 九蔵1 | 関市板取字中瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ヶ瀬2 | 関市板取字大道上工 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩本5 | 関市板取字羽根街道 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大口口谷 | 関市洞戸尾倉字下村 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十七号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 小屋場2 | 中津川市阿木字中ノ平 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百八十二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|--------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 井ノ沢 | 中津川市川上上平 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 鳥屋ヶ根入沢 | 中津川市川上丸野 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第九十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 上条2 | 美濃市字尾沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大島 | 美濃市大字藤生字大島 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 面平2 | 美濃市大字乙狩字保木下 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田神洞2 | 美濃市大字神洞字弥堂平 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第四百六十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 上沢3 | 恵那市串原字上沢 （次の図に示すとおりとする。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 中沢1 | 恵那市串原字中沢 （次の図に示すとおりとする。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 大路谷 | 恵那市岩村町大路 （次の図に示すとおりとする。） | 土石流 |

| | | |
|------|------------------------------|-----|
| 弥兵洞 | 惠那市岩村町富田 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 |
| 大見屋洞 | 惠那市岩村町飯羽間 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 |
| 河川 | 惠那市岩村町飯羽間 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県惠那土木事務所及び惠那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第二百二十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|-------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 徳間 | 惠那市明智町字徳間 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢伏 | 惠那市明智町字矢伏 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒横二の谷 | 惠那市明智町野志 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 |
| 林ノ越谷 | 惠那市明智町野志 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県惠那土木事務所及び惠那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四百十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区 域 の 所 在 地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 出口洞 | 土岐市駄知町 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百四十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第六百十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区 域 の 所 在 地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 平柴 | 可見市久々利字塚田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 都ヶヶ洞 | 山県市伊佐美西出 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南山1 | 山県市佐賀南山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城場1 | 山県市大桑雑洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百六十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 白山神社 | 山県市岩佐西大門 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬見2 | 山県市谷合西野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺脇 | 山県市日永谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百六十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 漆 | 飛驒市河合町元田 （次の図に示すとおりとする。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 打保3 | 飛驒市宮川町打保 （次の図に示すとおりとする。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 洞谷 | 飛驒市河合町有家 （次の図に示すとおりとする。） | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十五号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|---------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 袈裟丸惣げん名 | 飛騨市古川町袈裟丸 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第百八十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区 域 の 所 在 地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 高野稲葉山 | 飛騨市古川町高野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所

所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区 域 の 所 在 地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下岩藤 | 本巣市木知原字三ツ谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第二十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区 域 の 所 在 地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下上原 | 本巣市根尾能郷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 兎谷2 | 本巣市根尾板所 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮ノ谷 | 本巣市根尾大井 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第百三十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|-------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 乙姫谷 | 郡上市八幡町乙姫町 （次の図に示すとおりとする。） | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百二十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|-------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 縄手並 | 郡上市大和町栗巣 （次の図に示すとおりとする。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺ヶ野1 | 郡上市大和町大間見 （次の図に示すとおりとする。） | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百五十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区 域 の 所 在 地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 梅原1 | 郡上市美並町梅原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定によ

り告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 森の上1 | 下呂市小坂町落合 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第五百二十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| サイラノ | 下呂市萩原町上呂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃洞谷 | 下呂市萩原町奥田洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| かさ洞谷 | 下呂市萩原町桜洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 倉洞谷 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百三三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 下廻津 | 下呂市金山町岩瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹洞口 | 下呂市金山町菅田笹洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 目黒1 | 下呂市金山町菅田桐洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上平 | 下呂市金山町弓掛 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 福来2 | 下呂市金山町福来 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮洞 | 下呂市金山町中津原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 奥鹿通 | 下呂市金山町菅田笹洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百六十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第五百四十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|-------|--------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 横蔵 | 揖斐郡揖斐川町谷汲神原 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |
| 八矢洞 | 揖斐郡揖斐川町谷汲神原 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |
| 白子 | 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第六十五号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 古屋谷 | 揖斐郡揖斐川町春日川合 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二十号）のうち次の区域の指定

を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 尾洞2 | 揖斐郡大野町大字松山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第五十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 渡世花 | 加茂郡七宗町神淵 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |
| 稔藤 | 加茂郡七宗町神淵 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |
| 茶屋谷津 | 加茂郡七宗町神淵 (次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|-----|-----------------------------|-----|
| 猪の谷 | 加茂郡七宗町川並 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 |
|-----|-----------------------------|-----|

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百六十五号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 寺下谷 | 加茂郡白川町黒川 (次の図に示すとおりとする。) | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二十七号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区 域 の 所 在 地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 尾崎 | 大野郡白川村飯島 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区 域 の 所 在 地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 新戸地 | 岐阜市加野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城田寺坂尻 | 岐阜市城田寺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 赤兀 | 高山市塩屋町赤兀 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下沢谷 | 高山市清見町上小鳥 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洗足谷1 | 高山市一之宮町段 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洗足谷2 | 高山市一之宮町段 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 山下谷 | 高山市荘川町新湊 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 小屋谷 | 高山市荘川町黒谷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮谷 | 高山市荘川町惣則 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮ノ越 | 高山市朝日町見座 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西ヶ洞 | 高山市朝日町青屋 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮洞谷 | 高山市朝日町寺附 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 前平谷3 | 高山市朝日町西洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| ナタギザ谷 | 高山市高根町日和田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 清十郎谷 | 高山市荘川町牛丸 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|-------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|-------|---------------------|

| | | | |
|----------|--------------|---------|---------|
| 岩井戸 | 高山市上宝町岩井戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| イラノ谷川蓼保谷 | 高山市奥飛驒温泉郷蓼之俣 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 蔵柱川左支溪7 | 高山市上宝町荒原 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--------|--------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 尾倉2 | 関市洞戸尾倉字下村 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高賀上外戸1 | 関市洞戸奥洞戸字嶋外戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 九蔵1 | 関市板取字中瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ヶ瀬2 | 関市板取字大道上工 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩本5 | 関市板取字羽根街道 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中切1 | 関市上之保中古屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 少合2 | 関市上之保杉ヶ澤 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮木1 | 関市上之保宮木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 明光禅寺2 | 関市上之保寺前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷口5 | 関市武芸川町谷口モミノ木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下志津野 | 関市志津野西屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|------|--------------|---------|---------|
| 三走り1 | 関市志津野内屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三走り2 | 関市志津野古ノ洞口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西神野1 | 関市西神野一分縄手 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 雁曹礼 | 関市富之保字雁曹礼宮ノ前 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 裏山洞1 | 関市富之保字雁曹礼森下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 長塚洞 | 関市下之保字長塚 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 神明洞 | 関市下之保字寄宮前 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中戸洞 | 関市下之保字中戸洞口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中屋 | 関市富之保字雁曹礼宮ノ前 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 寺田2 | 関市中之保字経文淵 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下之保1 | 関市下之保字野利上 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下之保2 | 関市下之保字野利上 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西洞洞2 | 関市下之保字榎堂 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西洞洞5 | 関市下之保字榎手 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 古布1 | 関市下之保字井野上 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大ゴロ谷 | 関市洞戸尾倉字下村 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 反洞谷1 | 関市上之保大杉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 反洞谷2 | 関市上之保大杉 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|------------|---------|---------------------|
| 小屋場2 | 中津川市阿木字中ノ平 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 井ノ沢 | 中津川市川上上平 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 鳥屋ヶ根入沢 | 中津川市川上丸野 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 上条2 | 美濃市字尾沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大島 | 美濃市大字藤生字大島 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 面平2 | 美濃市大字乙狩字保木下 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、

同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 上沢3 | 恵那市串原字上沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中沢1 | 恵那市串原字中沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳間 | 恵那市明智町字徳間 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢伏 | 恵那市明智町字矢伏 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大路谷 | 恵那市岩村町大路 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 弥兵洞 | 恵那市岩村町富田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大見屋洞 | 恵那市岩村町飯羽間 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洞川 | 恵那市岩村町飯羽間 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 荒瀬二の谷 | 恵那市明智町野志 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 林ノ越谷 | 恵那市明智町野志 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|-------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| | | | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |

出口洞

次図のとおり

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 平柴 | 可児市久々利字塚田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|-------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| | | | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |

| | | | |
|------|----------|---------|---------|
| 都々ヶ洞 | 山県市伊佐美西出 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南山1 | 山県市佐賀南山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城場1 | 山県市大桑雉洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山神社 | 山県市岩佐西大門 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬見2 | 山県市谷合西野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺脇 | 山県市日永谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|---------|-----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 袈裟丸惣げん名 | 飛騨市古川町袈裟丸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高野稲葉山 | 飛騨市古川町高野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 漆 | 飛騨市河合町元田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 打保3 | 飛騨市宮川町打保 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 洞谷1 | 飛騨市河合町有家 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洞谷2 | 飛騨市河合町有家 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洞谷3 | 飛騨市河合町有家 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所

所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下岩藤 | 本県市木知原字三ツ谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下上原 | 本県市根尾能郷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 兔谷2 | 本県市根尾板所 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮ノ谷 | 本県市根尾大井 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|-------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|-------|---------------------|

| | | | |
|------|-----------|---------|---------|
| 寺ヶ野1 | 郡上市大和町大間見 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 縄手並 | 郡上市大和町栗巣 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅原1 | 郡上市美並町梅原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 乙姫谷 | 郡上市八幡町乙姫町 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 森の上1 | 下呂市小坂町落合 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| サイラノ | 下呂市萩原町上呂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下廻津 | 下呂市金山町岩瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹洞口 | 下呂市金山町菅田笹洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 目黒1 | 下呂市金山町菅田桐洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上平 | 下呂市金山町弓掛 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 福来2 | 下呂市金山町福来 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮洞 | 下呂市金山町中津原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 奥鹿通 | 下呂市金山町菅田笹洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 栃洞谷 | 下呂市萩原町奥田洞 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|------|-----------|---------|-----|
| かさ洞谷 | 下呂市萩原町桜洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 倉洞谷 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 八矢洞 | 揖斐郡揖斐川町谷汲神原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横蔵 | 揖斐郡揖斐川町谷汲神原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古屋谷 | 揖斐郡揖斐川町春日川合 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 尾洞2 | 揖斐郡大野町大字松山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第 二 百 八 十 五 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 渡世花 | 加茂郡七宗町神測 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稔藤 | 加茂郡七宗町神測 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 茶屋谷津 | 加茂郡七宗町神測 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 猪の谷 | 加茂郡七宗町川並 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第 二 百 八 十 六 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 寺下谷 | 加茂郡白川町黒川 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第 二 百 八 十 七 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 尾崎 | 大野郡白川村飯島 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第 二 百 八 十 八 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 新戸地 | 岐阜市加野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城田寺坂尻 | 岐阜市城田寺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 打上6 | 大垣市上石津町打上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--------|--------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 西之谷 | 高山市丹生川町日面 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 陣ヶ洞1 | 高山市下林町陣ヶ洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和合2 | 高山市城山和合 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上土佐垣内2 | 高山市三福寺町上土佐垣内 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤兀 | 高山市塩屋町赤兀 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下田 | 高山市岩井町下田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下沢谷 | 高山市清見町上小鳥 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 石原谷 | 高山市清見町二本木 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 焼谷 | 高山市一之宮町山上下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洗足谷1 | 高山市一之宮町段 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 飼馬洞 | 高山市丹生川町駄吉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 山下谷 | 高山市庄川町新淵 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 山すみ谷 | 高山市庄川町新淵 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 小屋谷 | 高山市庄川町黒谷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮谷 | 高山市庄川町惣則 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|------------------|-----------|---------|-----|
| トコナハ | 高山市朝日町見座 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西ヶ洞 | 高山市朝日町青屋 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮洞谷 | 高山市朝日町寺附 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 前平谷 ³ | 高山市朝日町西洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| ナタギザ谷 | 高山市高根町日和田 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|---------------------|--------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 中坪 | 高山市国府町村山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松洞口 | 高山市国府町上広瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹島 ² | 高山市奥飛驒温泉郷笹嶋 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩井戸 | 高山市上宝町岩井戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 袖ヶ洞 | 高山市国府町桐谷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| イラノ谷川蓼俣谷 | 高山市奥飛驒温泉郷蓼之俣 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 桜谷 ¹ | 高山市上宝町長倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 蔵柱川左支溪 ⁷ | 高山市上宝町荒原 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|---------------------|----------|---------|-----|
| 五郎垣内 | 高山市上宝町双六 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 蔵柱川右支溪 ⁶ | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 峠洞 ² | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 七本洞上木谷 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷 ³ | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷 ⁴ | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷 ⁵ | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷 ⁶ | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 見坂谷 ⁷ | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮ヶ洞 | 高山市上宝町蔵柱 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|------------------|-------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 神戸 | 多治見市笠原町神戸東蔵 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 旭ヶ丘 ² | 多治見市旭ヶ丘 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 明和 | 多治見市明和町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 滝呂8丁目2 | 多治見市滝呂町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松坂公園2 | 多治見市松坂町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 旭ヶ丘4丁目 | 多治見市旭ヶ丘 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高根4丁目2 | 多治見市高根町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--------|-------------|---------|---------|
| 多良木1 | 関市下之保字上タラクキ | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古布2 | 関市下之保字土洞口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古布4 | 関市下之保字水ヶ洞口 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 一ツ山 | 関市一ツ山町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾倉2 | 関市洞戸尾倉字下村 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高賀上外戸1 | 関市洞戸奥洞戸字嶋外戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 九蔵1 | 関市板取字中瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上ヶ瀬2 | 関市板取字大道上工 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|-------|--------------|---------|---------|
| 岩本5 | 関市板取字羽根街道 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中切1 | 関市上之保中古屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮木1 | 関市上之保宮木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 明光禅寺2 | 関市上之保寺前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉山2 | 関市上之保橋上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷口5 | 関市武芸川町谷口モミノ木 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下志津野 | 関市志津野西屋敷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮洞2 | 関市上之保宮洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 洞2 | 関市武芸川町谷口生蒲谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白木野西 | 関市小野白木野 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 桜ヶ洞 | 関市倉知桜ヶ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 観音寺洞 | 関市小野観音寺洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 藤松 | 関市小野下海道 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 作洞東谷 | 関市西神野作洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下志津野 | 関市志津野栢平 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下迫間 | 関市迫間前田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 初シ洞 | 関市小野宝田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大脇 | 関市迫間大脇 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 少合 | 関市上之保石垣 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 小瀬見谷 | 関市洞戸小瀬見字黒淵 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 山王洞谷 | 関市洞戸通元寺字山王洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 矢の洞谷 | 関市洞戸通元寺字矢ノ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 三洞谷 | 関市洞戸菅谷字三洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大洞谷 | 関市洞戸菅谷字ノボリ | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮下谷 | 関市洞戸奥洞戸字宮下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 高賀2 | 関市洞戸奥洞戸字平曾 | 次の図のとおり | 土石流 |

所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務

| | | | |
|-------|--------------|---------|-----|
| 尾倉 | 関市洞戸奥洞戸字下村 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下菅谷1 | 関市洞戸菅谷字大洞口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 日谷平 | 関市板取字荒倉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| シツペ洞 | 関市板取字シツペ | 次の図のとおり | 土石流 |
| 寺尾谷川2 | 関市武芸川町谷口稻荷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 桶森2 | 関市武芸川町谷口金頭山 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 八幡 | 関市武芸川町八幡田楽洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 定木洞 | 関市富之保字大洞湿気洞口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 裏山洞1 | 関市富之保字雁曾礼森下 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下伊瀬洞 | 関市富之保字武儀倉抛ケ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 長塚洞 | 関市下之保字長塚 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 若尊 | 関市下之保字仲屋敷 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中屋 | 関市富之保字雁曾礼宮ノ前 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大城 | 関市中之保字森ノ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 温井2 | 関市中之保字宮ノ腰 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 笹ヶ洞 | 関市中中之保字洞口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 祖父川 | 関市富之保字祖父川栃本 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 柳瀬 | 関市下之保字境洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西洞洞1 | 関市下之保字小万場 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 轡野2 | 関市下之保字和園 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大ゴ口谷 | 関市洞戸尾倉字下村 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西洞洞6 | 関市下之保字附屋 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 反洞谷1 | 関市上之保字大杉 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 反洞谷2 | 関市上之保字大杉 | 次の図のとおり | 土石流 |

岐阜県告示第二百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------|-------------------------------|---------------------|
| 小屋場2 | 中津川市阿木字中ノ平 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大新田 | 中津川市付知町大新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉屋3 | 中津川市付知町間瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾城谷 | 中津川市加子母中切 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 狩宿川 | 中津川市苗木字大牧 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 水戸ヶ入川 | 中津川市阿木字大根木 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 条ヶ坂7 | 中津川市阿木字大上 | 次の図のとおり | 土石流 |

所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務

岐阜県告示第二百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|----------|---------|-----|
| 岡田谷 | 恵那市明智町阿妻 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 荒横二の谷 | 恵那市明智町野志 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 竹ノ口谷 | 恵那市明智町東方 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 下6 | 土岐市曾木町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 曾木町川谷 | 土岐市曾木町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 中切2 | 土岐市曾木町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 出口洞 | 土岐市駄知町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 水道川 | 土岐市駄知町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 不動2 | 土岐市駄知町 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 三井山2 | 各務原市三井山町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 三番地2 | 可児市羽崎字大洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|------|----------------|---------|---------|
| 平柴 | 可児市久々利字塚田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若宮 | 可児市瀬田字若宮 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 瀧ヶ洞中 | 可児市久々利柿下入会字瀧ヶ洞 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 尾右 | 山県市東深瀬尾右 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金屋洞向塚 | 山県市東深瀬大洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 十王 | 山県市西深瀬春日前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 狐禰 | 山県市西深瀬狐禰 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊田洞東 | 山県市西深瀬村前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊田洞西1 | 山県市西深瀬宮前 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中組1 | 山県市西深瀬洞崎 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南山1 | 山県市佐賀南山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮本2 | 山県市西深瀬宮本 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|------|----------|---------|---------|
| 白山神社 | 山県市岩佐西大門 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀨見2 | 山県市谷合西野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺脇 | 山県市日永谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|--------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 太江御番屋敷 | 飛驒市古川町太江 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高野稲葉山 | 飛驒市古川町高野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千島 | 飛驒市河合町元田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 漆 | 飛驒市河合町元田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土1 | 飛驒市神岡町土 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 洞谷1 | 飛驒市河合町有家 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洞谷2 | 飛驒市河合町有家 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 洞谷3 | 飛驒市河合町有家 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 田之洞谷 | 飛驒市宮川町洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 添谷 | 飛驒市神岡町牧 | 次の図のとおり | 土石流 |

穴谷

飛騨市神岡町梨ヶ根

次の図のとおり

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|--------|------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 宝珠ハイツ1 | 本巣市文殊字小馬場 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下岩藤 | 本巣市木知原字三ツ谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下上原 | 本巣市根尾能郷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下村1 | 本巣市根尾大井 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 兎谷2 | 本巣市根尾板所 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮ノ谷 | 本巣市根尾大井 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|--------|------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 西平1 | 郡上市大和町栗巣 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 縄手並 | 郡上市大和町栗巣 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山切 | 郡上市白鳥町向小駄良 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅原1 | 郡上市美並町梅原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 防切6 | 郡上市美並町高砂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 一ツ家1 | 郡上市美並町高砂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森下1 | 郡上市美並町高砂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三日市2 | 郡上市美並町三戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三日市1 | 郡上市美並町三戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 相戸1 | 郡上市美並町三戸 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 門福手1 | 郡上市美並町山田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 板山1 | 郡上市美並町大原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上効安2 | 郡上市美並町白山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上効安3 | 郡上市美並町白山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野首1 | 郡上市美並町白山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 福野2 | 郡上市美並町白山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 坪佐4 | 郡上市八幡町有坂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 穀見2 | 郡上市八幡町稲成 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小那比東部1 | 郡上市八幡町小那比 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|------|------------|---------|---------|
| 五町3 | 郡上市八幡町五町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 4区 | 郡上市八幡町中坪 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中坪1 | 郡上市八幡町中坪 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合5 | 郡上市八幡町野々倉 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 乙姫谷 | 郡上市八幡町乙姫町 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 真平谷 | 郡上市八幡町東安久田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| アナガ洞 | 郡上市八幡町向山 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 井谷 | 郡上市八幡町穀見 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 西樽谷 | 郡上市八幡町井戸ノ上 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 駄名洞 | 郡上市和良町宮代 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 大クツ洞 | 郡上市和良町下土京 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 薬師洞 | 郡上市美並町高砂 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|

| | | | |
|---------|-----------------|---------|---------|
| 上切 | 下呂市小坂町湯屋 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森の上1 | 下呂市小坂町落合 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| サイラノ | 下呂市萩原町上呂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下廻津 | 下呂市金山町岩瀬 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹洞口 | 下呂市金山町菅田笹洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 目黒1 | 下呂市金山町菅田桐洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上平 | 下呂市金山町弓掛 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 福来2 | 下呂市金山町福来 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 焼橋 | 下呂市金山町福来 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮洞 | 下呂市金山町中津原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 奥鹿通 | 下呂市金山町菅田笹洞 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| カラ谷 | 下呂市萩原町尾崎 | 次の図のとおり | 土石流 |
| カシガタリ谷 | 下呂市金山町金山 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮之前谷 | 下呂市金山町田島 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 滝谷1 | 下呂市東上田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 樽山谷 | 下呂市保井戸 下呂市門原 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 草木谷 | 下呂市小坂町落合 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下洞谷 | 下呂市小坂町長瀬 | 次の図のとおり | 土石流 |
| イシヤン谷 | 下呂市馬瀬中切見広 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 日面谷 | 下呂市馬瀬名丸日影 | 次の図のとおり | 土石流 |
| カジヤ支流3号 | 下呂市萩原町山之口 | 次の図のとおり | 土石流 |
| かさ洞谷 | 下呂市萩原町桜洞 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 宮谷 | 下呂市萩原町中呂 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 用菅洞谷 | 下呂市萩原町中呂 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 倉洞谷 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |

| | | | |
|------|-------------|---------|-----|
| 北ノ俣谷 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 柿坂谷1 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 柿坂谷2 | 下呂市萩原町西上田 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 四美1 | 下呂市萩原町四美 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 四美2 | 下呂市萩原町四美 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 下ヶ洞 | 下呂市馬瀬黒石阿ん之上 | 次の図のとおり | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|-------------------------------|---------------------|
| 岡田 | 不破郡垂井町府中 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|-------------------------------|---------------------|
| 小谷 | 不破郡関ヶ原町大字今須 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-------------|-------------------------------|---------------------|
| 八矢洞 | 揖斐郡揖斐川町谷汲神原 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 紙屋敷 | 揖斐郡揖斐川町谷汲名礼 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 白山1 | 揖斐郡揖斐川町志津山 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 中山 | 揖斐郡揖斐川町北方 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |

横 蔵

揖斐郡揖斐川町谷汲神原

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 尾洞2 | 揖斐郡大野町大字松山 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 雁俣平2 | 揖斐郡大野町大字寺内 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 野坂谷 | 揖斐郡池田町般若畑 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 新町 | 加茂郡富加町加治田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 徳野 | 加茂郡川辺町下飯田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 村前 | 加茂郡七宗町神測 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 稔藤 | 加茂郡七宗町神測 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 洞戸谷 | 加茂郡七宗町上麻生 | 次の図のとおり | 土石流 |
| 猪の谷 | 加茂郡七宗町川並 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所

所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。
平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 寺下谷 | 加茂郡白川町黒川 | 次の図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|------------------------------|---------------------|

野尻向谷 加茂郡東白川村神土 次を図のとおり 土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 西洞3 | 可児郡御嵩町西洞 | 次を図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 井尻3 | 可児郡御嵩町井尻 | 次を図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|-------|----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 小宮谷 | 大野郡白川村鳩谷 | 次を図のとおり | 土石流 |
| ソウソウ谷 | 大野郡白川村飯島 | 次を図のとおり | 土石流 |
| 尾崎 | 大野郡白川村飯島 | 次を図のとおり | 土石流 |
| 下目洞 | 大野郡白川村荻町 | 次を図のとおり | 土石流 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社